

南国市新規就農者等サポートハウス利用者募集要項

1. 事業概要

南国市において市が園芸用ハウスを安価に貸し付けることで、物価高騰により農業経営が不安定な農業経営体を支援することを目的とします。

2. 募集内容

募集人員 1名

募集期間 令和8年5月29日まで（必着）

応募方法 所定の申込書に必要書類を添付し、南国市農林水産課に提出してください。

※今回の募集によって実際に貸付けるのは令和8年7月1日以降となります。

2. 施設概要

名称	位置	施設の明細	
新規就農者等サポートハウス1号棟	南国市西山686、687番地	園芸用ハウス 1棟	1, 107㎡
		作業小屋	1棟
		重油加温機	1台
		灌水設備・炭酸ガス発生装置・環境測定装置等	1式
		打込み井戸・揚水施設	1式
		上記に係る土地	1, 599㎡

3. 貸付対象者の要件（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 貸付期間の満了後も、南国市において施設園芸による独立自営による就農を継続することができる者。
- (2) サポートハウスの貸付期間中において、南国市に住所を有し、かつ、南国市税の滞納がない者。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項のいずれかにも該当しない者。

4. 貸付料等

園芸用ハウス利用料 287,820円/年（付帯設備、被覆資材等含む）

農地賃借料 60,000円/年

※ i 貸付期間が1年未満のときは月割とし、1月未満は1月として計算します。

※ ii 当該土地に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく賃借権の設定をおこなってください。

※ iii ハウス利用料については、月額を前の月末までに前納してください。ただし、初回分は契約時にお支払い下さい。

5. 貸付期間

1年（来年度新規就農者の応募が無かった場合は2年）

6. 利用者負担

園芸用ハウス、作業小屋、揚水ポンプ等で使用する電気料金
重油代
農業共済掛金（施設、付帯設備、施設内作物）
消耗品費
作物残渣処理費
その他営農に必要な費用

7. 選考方法

書類及び面接審査を実施し、選考基準に基づき採点を行い、点数が最も高く、適切な利用者であると判断された方を貸付対象者と決定いたします。応募者が1人であっても、適切でないと判断された場合は、貸付者と決定いたしません。

なお、選考に際し、申込書に記載いただいた内容の確認のため、資料の提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

8. その他

- (1) 市とサポートハウスの賃貸借契約を締結する際に1名の連帯保証人が必要となりますので事前に見込みをつけておいてください。
- (2) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、各自で事前に現地確認を行ってください。
- (3) 外張りは令和3年、内張りは令和7年に施工したものです。
- (4) 工作物や枝葉等について、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。
- (5) 設備の稼働状況については現地で確認して下さい。市の立会が必要な場合、立ち会いを求めてください。
- (6) サポートハウスが破損した場合の修理費用について、修理費用から農業共済の保険金を差し引いた残余については市が負担します。
- (7) サポートハウスが破損した場合の作物への被害及びそれに付随する損害について、市は負担しません。
- (8) サポートハウスの建設工事により、市が存在を確認した地中残存物については、撤去しています。なお、市が存在を予測しなかったものを含め、耕作中に発見した地中残存物を撤去する場合の費用については、借入人の負担となります。
- (9) 借入人は、その権利を譲渡することはできません。
- (10) サポートハウスの貸付期間中において、農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に基づく活動に取り組んでいただきます。